

## 基本目標8

## 非常時（災害・感染症等）の対応

施策	施策の展開	主な事業
1 災害時等避難体制の整備	(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組 172頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災ラジオの無償貸与 172頁</li> <li>② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり 173頁</li> <li>③ 避難所等における要配慮者支援 173頁</li> <li>④ 避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援 174頁</li> <li>⑤ 介護事業所における避難訓練等の充実 174頁</li> </ul>
2 新型コロナウイルス感染症に対する取組	(1) 新しい生活様式での健康づくり・介護予防 175頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「自宅でも、一人でも」取り組む介護予防・フレイル予防の推進 176頁</li> <li>② 新しい生活様式に対応した居場所づくり 176頁</li> </ul>
	(2) 介護現場における感染症対策の支援 177頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護サービスの業務継続のための支援 177頁</li> <li>② 利用者の心身機能維持等に向けた支援 177頁</li> </ul>

## 施策1 災害時等避難体制の整備

### （1）自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組

近年、全国で大雨・台風・地震などの自然災害が多く発生しており、高齢者を含めた死者・行方不明者など多くの犠牲者が出ている状況であり、防災や避難行動要支援者対策に関する取組、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となります。

そのために、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域との連携のもと、災害時に避難行動要支援者等を支援する体制を構築するとともに、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）をはじめとする介護事業所とも連携を図るなど、安否確認の体制づくりを進めていきます。

また、高齢者が避難生活を送る際は、身体機能・状況が悪化することが考えられ、フレイルや要介護状態に陥ることを少しでも食い止める必要があるため、避難所における健康面の危機管理について配慮できる環境づくりに努めていきます。

そして、要介護状態や障がいの程度により、指定避難所等での生活が困難な人については、福祉避難所として協定を締結している特別養護老人ホーム等への入所を要請することとしており、引き続き、福祉避難所の拡充に努めるとともに、各施設の特性を踏まえた福祉避難所の運営マニュアルを整理していきます。

特に重篤化しやすい高齢者については、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等の拡大防止に留意する必要があります。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害、感染症等が発生した際は、関係部局等と連携し、速やかに多角的な対応が行えるよう支援体制の充実を図ります。

#### 【主な事業】

① 防災ラジオの無償貸与				防災政策課		
事業の概要	社会福祉等事業者又は施設へ、情報収集手段の一つとして「防災ラジオ」を無償で貸与しています。					
これまでの取組	防災ラジオは、防災行政無線と連動してレディオ湘南（FM83.1MHz）から発信される緊急割込放送を自動受信することができ、災害時における広報・情報提供ツールとして、また防災行政無線の難聴対策としても効果があります。 緊急情報の迅速な伝達を必要とする社会福祉等事業者又は施設に防災ラジオを無償で貸与しています。					
今後の取組	災害発生時、適切な避難行動を行うためには、緊急情報の迅速な入手が必要です。緊急情報の迅速な伝達を必要とする社会福祉等事業者又は施設への防災ラジオの無償貸与をさらに進めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
防災ラジオ 貸与台数 (台)	92	3	6	10	10	10

② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり 危機管理課

<b>事業の概要</b>	災害発生時に、特に支援が必要となる人（高齢者・障がい者・要介護認定を受けている人など。「避難行動要支援者」という。）が掲載された名簿を、自主防災組織などへ平常時から提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、災害発生時の避難支援に役立てていただく共助の取組です。
<b>これまでの取組</b>	自主防災組織など488団体のうち、418団体に対し、避難行動要支援者名簿を提供しています。 なお、自主防災組織を対象に実施しているアンケート結果から、様々な課題により名簿の具体的な活用にまで至っていない自主防災組織等が多くあることが判明しているため、引き続き、制度説明や地域における避難支援体制づくりの重要性等について周知を行っていく必要があります。
<b>今後の取組</b>	地域の実情に応じて「できることから」「可能な範囲で」取組を推進していただけるよう、具体的な取組ステップ等を示した手順書の配布や自主防災組織等との意見交換等を通して、引き続き、地域における避難支援体制の充実を図ります。一方で、自主防災組織に過度な負担が課されることを防ぐため、避難行動要支援者及びその家族に対しても「自助」について啓発を図ることで、「共助」「自助」「公助」が連携した体制づくりをめざします。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
名簿受領意向 団体数 (団体)	397	417	418	424	427	430

③ 避難所等における要配慮者支援 危機管理課

<b>事業の概要</b>	指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）における要配慮者向けスペースや駐車スペースの有無等の公表に努めるほか、各指定避難所の運営委員会に対して、指定避難所における要配慮者向けスペースの確保・設置に努めるよう促すとともに、必要に応じて福祉避難所（一次）や福祉避難所（二次）への移送を行うなど、誰もが安心して避難できる体制づくりに努めます。
<b>これまでの取組</b>	災害時における要配慮者の避難の流れについて、様々な機会を捉えて周知・啓発を行いました。 また、2019年（令和元年）に発生した台風第15号及び第19号での課題を踏まえ、令和2年度から指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）における要配慮者向けスペースや駐車スペースの有無について公表しました。
<b>今後の取組</b>	当事者団体や関係機関等からの意見及び、台風等の災害時に判明した課題を踏まえ、必要に応じて避難所等における要配慮者支援の在り方を検討し、誰もが安心して避難できる体制づくりに努めます。

④ 避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援		危機管理課
事業の概要	<p>水防法や土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設については、災害が発生する恐れがある場合に施設利用者が適切な避難行動がとれるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。</p> <p>市は、避難確保計画の作成・提出の促進を行うほか、必要に応じて避難訓練の支援を行います。</p>	
これまでの取組	<p>洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画作成に係る説明会を開催し、計画の作成・提出の促進と受付を行いました。</p>	
今後の取組	<p>津波災害警戒区域の指定に伴い、津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対しても、計画の作成・提出の促進と受付を行います。</p> <p>避難確保計画未提出の要配慮者利用施設に対して、適宜、計画の作成・提出の促進を行います。</p> <p>また、必要に応じて避難訓練の支援を行うことで、作成された避難確保計画の実効性向上に努めます。</p>	

⑤ 介護事業所における避難訓練等の充実		介護保険課
事業の概要	<p>介護事業所が、災害に関する具体的計画を策定し、避難訓練の実施、防災啓発活動や食料等物資の備蓄を行い、災害発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を確立します。</p>	
これまでの取組	<p>介護事業所は、運営基準上、非常災害に関する具体的な計画を策定し、関係機関への通報及び連絡体制を整え、定期的に従事者へ周知するとともに避難等の訓練を行う必要があり、本市が指定する地域密着型サービス事業所等については、実地指導において実施状況を確認しています。</p>	
今後の取組	<p>介護事業所に対する調査等により非常災害時の備えの状況を把握しつつ、災害の種類ごとの避難に要する時間や避難経路など、より具体的に想定された避難計画の策定や避難訓練が実施されるよう、事業者との連携に努めていきます。</p>	

## 施策2 新型コロナウイルス感染症に対する取組

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、高齢者介護における感染症対策が課題となっており、介護事業所でのクラスター発生をはじめ、在宅ケア現場における事業の縮小、介護サービスの利用控えや社会参加の機会を失った高齢者の状態悪化なども懸念されています。

この状況が長丁場になることが想定されていることから、「新しい生活様式」に基づく高齢者の生活意識の改革と様々な工夫、そして介護事業所等における感染症対応への支援が強く求められています。

### （1）新しい生活様式での健康づくり・介護予防

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛が求められ、特に、高齢者は、重症化が懸念され、在宅高齢者の多くはその影響を大きく受けています。

令和2年度に臨時的に行いました「保健師を中心とした市職員による高齢者訪問」では、自粛生活において、通常の活動範囲よりも狭い他者との交流や、外出自粛による身体活動量の低下によるフレイル状態について、個人差はあるものの、多くの高齢者にその傾向が見られました。

今後、感染症予防、感染症拡大防止を念頭に置いたうえで介護予防を推進していくためには、自助に加え、新しい生活様式にのっとった、住み慣れた地域でのフレイル予防を展開していく必要があり、居場所事業の運営方法の工夫や実施内容の変更など、感染症対策を講じながら進めていくことが求められています。

#### 「保健師を中心とした市職員による高齢者個別訪問」

新型コロナウイルス感染症拡大による高齢者支援の一つとして、介護保険サービス等を利用していない、85歳以上の一人暮らし高齢者の家庭訪問を行い、フレイル状態を含む健康状態の確認や、各種相談、情報提供などを行いました。1,050人に訪問を行い、665人に会うことができました。

この訪問を通して、地域のつながりや交流、多様な趣味や生活の工夫など、日頃からの様々な取組が、フレイル予防に関係していることがわかりました。



【主な事業】

① 「自宅でも、一人でも」取り組む介護予防・フレイル予防の推進		高齢者支援課
事業の概要	<p>外出自粛により、運動や人との交流の機会が減ってしまうと、心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態（＝フレイル）に陥りやすくなります。</p> <p>自宅において健康を維持するための情報提供や、新しい生活様式のもとでの介護予防講座を実践していきます。</p>	
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者（介護サービスを受けていない）の保健師等による個別訪問でのフレイル予防の普及</li> <li>・自宅でできる体操を広報・ホームページで周知。</li> <li>・フレイル予防・自宅でできる運動紹介チラシの作成・配布。</li> <li>・保健医療財団・健康増進課と協力し、自宅でできる運動を紹介。</li> <li>・お口と体の体操DVD、「健康運動手帳」の配布。</li> <li>・認知症予防に係るリーフレットの作成・配布。</li> </ul>	
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人から取り組める体操・ウォーキングの普及。</li> <li>・オンラインを活用した介護予防事業の実施。</li> </ul>	

② 新しい生活様式に対応した居場所づくり

住民主体の通いの場は、高齢者が通いの場に集まり、趣味や交流を目的に実施してきました。また、通いの場の多くで、おしゃべりしながら昼食を楽しむことを行ってきました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「3密」や「マスクをはずす会食」に関しては、回避せざるを得なくなり、居場所の在り方についても、再考しなくてはならない状況となりました。

高齢者にとって、人と人との関係性を大切にし、社会参加や生きがいとなり、時には得意なことを発揮したり、役割を認識することのできる場は、重要な社会資源です。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高齢者の健康を守り、地域のつながりを維持する観点から、新しい生活様式に対応した居場所が必要であり、運営者と協議しながら実施していきます。

居場所事業での感染対策例

- ・来所者及び運営者の体調確認
- ・マスクの着用、手洗い・消毒の徹底
- ・3密の回避（換気、人数制限、ソーシャルディスタンスの確保）
- ・プログラムの工夫（密接にならないもの、飛沫の防止）
- ・緊急時の速やかな対応への備え 等

## （2）介護現場における感染症対策の支援

### ① 介護サービスの業務継続のための支援

介護サービスは、利用者やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものとなっていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、介護サービス等の安定的な提供体制に大きな影響を与えています。

介護現場においては、日常的なケアにおいて密閉、密集、密接の「三密」が生まれやすく、感染リスクが非常に高いため、職員の負担感が強まっており、恒常的な人手不足のうえに、感染や濃厚接触などで休暇となる場合には、少ない人員で仕事を切り回す必要に迫られ、介護崩壊につながりかねない事態も想定されます。

このような中で、国や神奈川県において、介護事業所に対する衛生用品の配布、介護職員の応援派遣、家族が感染症で入院した場合に取り残される利用者を受け入れる「短期入所協力施設」を指定する仕組みなど、利用者と職員がともに安全・安心の中で適切なケアが展開される環境整備が進められております。

本市においても、介護事業所に対して、感染症に関する相談体制を整え、神奈川県とともに、事業所のニーズを聞き取りながらマスク等の衛生用品の確保等に努めており、今後においても、介護サービスを安定的に提供するため、市内の介護事業所間における職員相互の応援スキームの構築を図るなど、職員が不安の解消とともに、安全・安心に業務に従事できるよう、あらゆる事態のバックアップ体制の構築に努めていきます。

### ② 利用者の心身機能維持等に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が介護サービスの利用を控え、筋力や認知機能が低下するケースが増えている状況にあり、介護事業所においては、利用者に対して、感染防止の徹底を行いつつも、状態悪化も防ぐサービス提供に努める必要性が生じています。

事業所の中には、細部までマニュアル化した感染対策を含めたサービス対応、運動機能を低下させないための自主リハビリメニューの作成及び配布、家族とのオンライン面会などICT化を進めているところがあり、本市としては、このように様々な取組を展開している事業所について効果検証を行うとともに、事業者との意見交換や情報共有等も行いながら、利用者の機能維持向上に向けた支援のあり方を検討していきます。